



2025年2月4日

各位

会社名 GFA株式会社
代表者名 代表取締役社長 片田 朋希
(コード：8783、スタンダード市場)
問合せ先 経営企画部 部長 谷井 篤史
<https://www.gfa.co.jp/form/corp/>

(開示事項の経過) 第三者割当による新株式及び第16回新株予約権、第17回新株予約権の新株予約権の行使指示通知に関するお知らせ

当社は、2025年1月31日付「(開示事項の経過) 第三者割当による新株式及び第16回新株予約権、第17回新株予約権の新株予約権の行使指示条件に関するお知らせ」の開示にて、第16回新株予約権、第17回新株予約権(以下、併せて、個別又は総称して「本新株予約権」といいます。)が行使指示条件に該当しましたことをお知らせしましたが、一部割当先に対して、2025年2月3日付で行使指示を通知したことをお知らせいたします。

なお、本第三者割当の発行及び条件等に関する詳細につきましては、2025年1月8日付で開示いたしました「第三者割当による新株式及び第16回新株予約権、第17回新株予約権の発行に関するお知らせ」をご参照ください。

記

1. 本新株予約権の行使指示通知について

今回、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の連続する5取引日の終値(2025年1月24日～2025年1月30日)が、本新株予約権の行使指示条件に該当しております。

行使指示条件については、今回の増資による調達資金使途が当社の企業価値の創造と向上に大きく寄与するものであることから、当社事業の進捗に応じた行使及び株価上昇にも応じて、当社側において行使請求ができる行使指示条項となっており、タイムリーな資金調達を可能とした条件ともなっております。

本新株予約権の割当先の行使状況なども勘案して、2025年2月3日付で本新株予約権の行使指示条件に従って、一部の割当先に対して、当社より行使指示の通知を行っております。

2. 本新株予約権の行使指示通知の内容

行使請求による払込金額(上限)：**582,795,000円**

上記行使指示を受けた割当先は、原則として5取引日以内に当該行使指示に係る本新株予約権を行使するものとなっております。

なお、上記の本新株予約権における該当条件の上限で行使をすべて行った場合に、新株式の発行によって、約8.2%の希薄化が見込まれます。

また本件ですが、当社からの行使請求に対し、割当予定先が行使しない場合、当社取締役会決議により本新株予約権の全部又は一部を発行価額相当額で取得することができます。

ただ、当該の行使指示については、最終的に行使を行うかどうかは割当先の判断により、行使をしない可能性もあること、またその場合、行使による取得についても本件のスキーム上は可能であるものの、現時点で取得については未定です。

3. 今後の見通しについて

本件が 2025 年 3 月期連結業績に与える影響はございませんが、今後公表すべき事項が生じた場合には、速やかにお知らせいたします。

以 上